令和７年度綾瀬市二次救急医療機関誘致等地域医療総合調査業務委託仕様書

１　件名

令和７年度綾瀬市二次救急医療機関誘致等地域医療総合調査業務委託

２　業務目的

本市は県央二次保健医療圏に属し、神奈川県保健医療計画により基準病床数が定められている。当該医療圏は過剰地域とされ、新規の病床確保は認められていないが、相模川を挟んだ東西地域での病床数の偏在や他医療圏への患者流出、地理的不利からくる地域医療不足が大きな課題であり、二次救急医療機関誘致の可能性を検討している。

また、一次医療機関についても、開業医の高齢化等に伴う閉院が相次ぎ、本市の医療資源の減少が強く憂慮され、医療体制の継続に危機感を抱いている。

地域医療に対する市民ニーズを把握し、現状把握や将来予測、専門的な知見から調査･分析を行うことで､本市における二次救急医療機関誘致の可能性を探るとともに、一次医療機関を含めた地域の医療体制の在り方や充実を図るための検討に向けた基礎資料の作成を目的とするものである。

３　調査概要

本調査にあたり、市民の視点を反映した内容とするため、２，０００人に対し、市民の医療に関する意識調査を実施する。

(1) 調査対象　　１８歳以上の綾瀬市民２，０００人
(2) 回収見込数　１，０００件（回収率５０％以上）
(3) 調査期間　　令和７年８月１日（金）～ １０月３１日（金）
(4) 抽出方法　　住民基本台帳からの割付法による抽出 （抽出については委託者が行い、受託者に提供する）※住民基本台帳から年齢階層・性別・居住地区別を考慮して委託者が抽出
(5) 調査方法　　郵送配布、郵送・インターネット回答
(6) 調査項目　　４０問程度（フェイスシートを含む。）

４　履行場所

市の指定する場所

５　履行期間

契約締結日の翌日から令和８年２月２７日（金）まで

（ただし、履行期間内であっても、本市から個々の成果品等の提出指示があった場合においては、受託者はこれに従うものとする。）

6　業務内容

(1) 調査票等の作成

委託者との協議を踏まえて調査項目を検討・設計・調整した上で調査票（郵送・インターネット共通）を作成すること。

① 調査項目の設定

本市の現状や課題、市民のニーズ等を的確に捉え、本市における二次救急医療機関誘致の可能性や一次医療を含めた医療体制の在り方や充実を図るための検討において必要となる基礎資料が収集できる調査項目を設定すること。

② インターネット回答方式

(ｱ) 調査対象者が郵送の調査票と同様の調査内容をインターネット上でも回答できるよう、専用のＷＥＢページを作成・管理し、回答を回収すること。

(ｲ) 日本語及び英語に対応したページを作成すること。

(ｳ) サーバー等を作成するために、必要なソフトウェア、備品類がある場合は、受託者が用意したものを使用すること。

(ｴ) パソコンの他に、スマートフォン等のタブレット端末からも調査ページにアクセスできるよう、ＵＲＬをＱＲコード化し、調査票に掲載すること。

(ｵ) 調査ページは、Microsoft Edge、Apple Safari、Google Chrome 等、広く市民が利用するブラウザに対応できるものとすること。

(ｶ) 郵送回答とＷＥＢ回答における同一人物からの重複回答を識別するため、調査票にＩＤを掲載し、ＷＥＢ回答時にＩＤを入力するなどといった方法を活用すること。

(ｷ) 回答必須項目について、回答漏れがあった場合は、画面上にエラー警告や回答漏れの項目が分かるように表示するとともに、回答漏れがある状態では回答が送信できないようにすること。

(ｸ) ＷＥＢ上での回答は受託者が随時確認し、集約すること。

③ 調査票及び封筒の印刷

区分	印刷部数	仕様	その他
調査票	２，０００部	Ａ４・黒１色刷・１２ページ両面・中綴じ	
調査依頼状	２，０００枚	Ａ４・黒１色刷	
発送用封筒	２，０００枚	角形２号・黒１色刷	
返信用封筒	２，０００枚	長形３号・黒１色刷	

※その他必要な事項について別途指示する。

④ 調査票、調査依頼状及び返信用封筒の封入・封緘・発送

調査票及び返信用封筒の発送に係る郵送料は、すべて委託料に含むものとする。

(2) 調査票の内容確認及びデータの入力

① 調査票の受取

調査票の返送先は委託者とする。委託者は調査票を受託者に提供する。調査票の受け渡しは、委託者が指定した日時・場所で行う。また、受託者はインターネット回答については、専用のＷＥＢページで回収する。なお、回収率は５０％程度と想定するが、想定と異なって差額が生じた場合についての精算は行わないものとする。

② データ入力作業及びインターネット回答との重複の確認

受託者は、郵送回答及びインターネット回答との重複回答の有無の確認すること。また、「その他」に記述があるものについては、質問項目ごとに、整理番号がわかるよう入力すること。

(3) 調査結果の集計・調査・分析

下記①、②及び③について、受託者の専門的知識及び経験並びに国等の調査状況に基づき、必要となるデータや情報を収集し、調査・分析等を行ない、調査票を作成すること。

① 本市地域医療の現状把握・将来推計及び課題整理

(ｱ) 本市における医療提供体制や患者の疾病動向、受療動向等の現状について、県央医療圏や隣接市医療の状況を踏まえた上で調査・分析を行い、本市の課題を抽出するとともに整理すること。

(ｲ) 本市における将来的な人口動態を踏まえて医療需要を推計し、地域医療のあり方（一次医療・二次医療）を提案すること。

② 二次救急医療機関の誘致

県央二次保健医療圏に属する本市が、広域で実施している二次救急医療事業の現体制下において、二次医療機関誘致の可能性を調査すること。

(ｱ) 課題抽出、可能性の提示

(ｲ) 誘致の可能性ある立地候補場所の提案

(ｳ) その他、委託者との協議により必要となったもの

③ その他、受託者との協議により必要となったもの

(4) 報告書の作成

① 令和８年２月２７日（金）までに調査・分析データを取りまとめ、委託者と協議のうえ、報告書を作成すること。なお、分析の際には市民ニーズを捉えるために有効と考えられるクロス集計や世代別集計など、分析しやすく見やすいものを案として提案し実施すること。

② 本業務委託にかかる業務報告書・関連資料等（Ａ４版）１０部及び電子データ（Microsoft Word 等)、その他業務に伴う関連資料一式を提出するものとする。集計した元データ、集計結果等数値データは、Microsoft Excel 形式とする。なお、電子データは、最新の状態に更新されたウイルスソフトによるコンピュータウイルスチェックを行った上で、記憶媒体（ＣＤ－ＲＯＭ）

に保存し、提出すること。

③　報告書については、設問ごとに集計表、グラフ、分析コメントを掲載すること。とし、平易な表現で図表化するなど視覚的にわかりやすいものとすること。

④　報告書の著作権（著作権法第２７条及び第２８条の権利を含む。）は、本市に帰属する。また、本市の許可なく成果物を他に利用、公表又は貸与してはならない。

７ 支払方法

業務完了後、適法な請求書を受領した日から３０日以内に支払う。

８　スケジュール（予定）

調査期間	令和７年８月１日（金）～１０月３１日（金）
報告書作成	令和８年２月２７日（金）

９　その他

本業務にあたる受託者は、以下の内容に留意し業務を遂行すること。

(1) 本業務の遂行中に受託者の責により第三者に与えた損害及び第三者により受けた損害については、すべて受託者の責任において処理解決し、受託者に報告するものとする。

(2) 受託者は、本業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。本業務終了後も同様とする。

(3) 本業務の成果品のすべては、受託者に帰属するものであり、受託者は委託者の許可なく他に使用、公表、複製、貸与してはならない。

(4) 委託者は、綾瀬市契約規則による完成検査を実施するものとする。委託者が要求する品質に達していない場合には、受託者は必要な修正を行い、要求品質に達するまで、修正を行うこととする。

(5) 受託者は、疑義が生じないよう、打ち合わせ・協議時は議事録を作成すること。

(6) 疑義が生じた場合、緊急事態時には速やかに委託者と協議できる体制を整えること。

(7) 調査や報告書作成に必要な資料がある場合は可能な限り貸与するが、業務終了後速やかに返却すること。

(8) 社会情勢及び綾瀬市の特性を踏まえた結果分析を行うこと。

(9) 受託者及び従事者は、本業務を処理するために個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法令等の内容を遵守しなければならない。

(10) 受託者は、綾瀬市環境マネジメントシステムに基づく委託者の指示に沿って本業務を履行するものとする。

(11) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項は、委託者、受託者協議のうえ決定するものとする。
(12) 最低賃金法に定める趣旨を遵守すること。